

第26節 公共土木施設・鉄道施設等応急対策計画

第1 公共土木施設

1 基本方針

公共の福祉と円滑な応急対策の実施を確保するため、被災した道路施設、河川管理施設、砂防施設、治山施設等について速やかに応急措置及び応急復旧を実施する。

2 実施機関(責任者)

公共土木施設に係る被害の状況を把握、応急措置及び応急復旧の実施機関（責任者）は、次のとおりとする。

実施機関	担当業務
町本部長	(1) 町道の道路施設 (2) 準用河川及び普通河川の河川管理施設
県本部長	(1) 所管する道路施設の被害状況の把握及び応急復旧の実施 (2) 所管する河川管理施設の被害状況の把握及び応急復旧の実施 (3) 所管する砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地危険区域の砂防施設等の被害状況の把握及び応急復旧の実施 (4) 民有林内保安林の治山施設
岩手河川国道事務所	(1) 所管する道路施設の被害状況の把握及び応急復旧の実施 (2) 所管する河川管理施設の被害状況の把握及び応急復旧の実施 (3) 所管する砂防指定地、地すべり防止区域の砂防施設等の被害状況の把握及び応急復旧の実施
北上川ダム統合管理事務所胆沢ダム管理支所	所管する河川等管理施設の被害状況の把握及び応急復旧の実施
岩手南部森林管理署	国有林内保安林の治山施設

[町本部の担当]

部	課	担当業務
建設部	建設課	各公共土木施設に係る被害状況調査及び応急対策の実施
水道部	水処理センター	

3 実施要領

(1) 共通事項

① 被害状況の把握及び連絡

実施機関は、被害の発生状況を把握し、県本部及び防災関係機関に連絡するとともに、その後の応急対策の活動状況等についても、随時連絡する。

② 二次災害の防止対策

ア 町本部長は、クラック発生箇所等の調査を行い、二次災害の防止のための応急復旧を実施する。

イ 県及び市は、二次災害の危険性があると認められる場合は、必要に応じ、第15節「避難・救出計画」に定める避難勧告等の発令等の措置をとる。

③ 要員及び資機材の確保

ア 実施機関は、必要な要員及び資機材を確保するため、相互に融通、調達、あっせん等の手段を講ずるとともに、あらかじめ災害時における応援協定の締結等、関係業者、団体等の協力を得られる体制を整備する。

イ 実施機関相互又は関係業者等に対する協力要請は、次の事項を明示して行う。

(ア) 資機材の種類及び数量	(ウ) 場 所	(オ) 作業内容
(イ) 職種別人員	(エ) 期 間	(カ) その他参考事項

④ 関係機関との連携強化

ア 実施機関は、応急復旧の実施に当たっては、広域的な応援体制をとるよう努める。

イ 障害物の除去等に係る応急復旧に当たっては、警察、消防機関、自衛隊、占用工作物管理者等の協力を得て実施する。

(2) 道路施設

実施機関は、関係機関と速やかに協議及び調整の上、災害の態様と緊急度に応じて緊急輸送道路を重点的に応急復旧を実施する。

(3) 河川管理施設

洪水等により堤防、護岸等の河川管理施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは、関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

第2 鉄道施設の応急対策

災害時において鉄道施設は、緊急物資の輸送及び住民の避難において重要な役割を果たすことから、町は、東日本旅客鉄道（株）の応急対策に協力する。

第27節 ライフライン施設応急対策計画

第1 基本方針

電力、ガス、上下水道、電気通信施設等のライフライン施設の事業者又は管理者及び石油等燃料の供給事業者は、災害時における活動体制を確立するとともに、相互に連携を図りながら、応急対策を実施してライフライン及び必要な燃料の確保を図る。

第2 実施機関(責任者)

実施機関	担当業務
町本部長	1 上下水道施設に係る被災状況の把握 2 被災した上下水道に係る応急措置及び応急復旧の実施 3 電力、ガス、電気通信、石油等燃料施設に係る被災状況の把握 4 被災地域における広報の実施
県本部長	1 所管する施設に係る被災状況の把握 2 被災した所管施設に係る応急措置及び応急復旧の実施 3 被災地域における広報の実施
東北電力(株)水沢営業所	
ガス供給事業所	
電気通信事業所	
石油等燃料供給事業所	

[町本部の担当]

部	課	担当業務
総務部	総合政策課	1 電気通信施設における被害状況及び応急対策の実施状況に係る情報収集 2 報道機関への被害情報に係る広報 3 被災地域における広報の実施
防災部	生活環境課	1 自衛隊の災害派遣要請 2 電力、ガス、石油等燃料供給施設に係る被害状況及び応急対策の実施状況に係る情報収集
水道部	水処理センター	上・下水道施設の被害状況の把握及び応急措置の実施

第3 実施要領

1 上水道施設

(1) 防災活動体制

① 給水対策本部の設置

ア 町本部長は、災害が発生した場合において、必要な対策を迅速かつ円滑に実施するため、本部内に「給水対策本部」を設置し、県本部及び関係機関と密接な連携を図りながら、応急対策を実施する。

イ 給水対策本部の編成に当たっては、夜間、休日等の緊急呼出し及び交通、通信機能の途絶時においても対応できるよう、応急対策要員の指名、連絡方法、出動方法等について検討の上、適切な活動組織とするよう留意する。

② 動員体制の確立

ア 町本部長は、災害時における飲料水の確保、復旧及び情報連絡活動に従事する要員を確保するため、配備体制を確立するものとし、職員を指名の上、担当業務をあらかじめ指定する。

イ 指名された職員は、勤務時間外において災害が発生した場合においては、被害状況に応じて、勤務場所に自主参集の上、応急対策に従事する。

③ 関係機関及び関係業者との協力体制の確保

町本部長は、復旧対策に必要な要員及び資機材について、請負会社及び指定給水装置工事事業者との協定により協力体制を確保する。

(2) 情報連絡活動

① 町本部長は、水道施設の被災時における情報連絡の手段、時期、内容等についてあらかじめ定める。

② 町本部長は、水道施設に被害が発生した場合は、第4節「情報の収集・伝達計画」に定めるところにより、県本部長に報告する。

ア 通信手段

一般加入電話が使用できない場合の給水対策本部内における連絡は、防災行政無線を用いて行う。

イ 通信時期及び内容等

給水対策本部における連絡は、緊急連絡事項を除き、あらかじめ定めた時間及び内容形式により行う。

(3) 応急対策

① 復旧対策資機材の整備

- ア 復旧対策に必要な管、弁水の材料は、平常業務との関連において保有しておくことが適当なものについては、水道事業者が事前に確保しておく。
- イ 水道施設の被災により材料が不足した場合においては、メーカー及び他の水道事業者等から調達するとともに、あらかじめ、応援協定を締結している関係会社等から調達する。
- ウ 町本部長は、必要な材料を調達できない場合においては、地方支部保健環境班長を通じて県本部長に対し応援を要請する。

② 施設の点検

町本部長は、災害が発生した場合は、次により水道施設、工事現場等を点検し、被害状況を把握する。

- ア 取水、導水、浄水、送水、排水施設及び給水所等の被害調査は、各施設ごとに実施する。
- イ 管路等については、巡回点検を実施し、水圧状況及び漏水、道路陥没等の有無及びその程度のほか、地上構造物の被害状況の把握に努める。
- ウ 次の管路等については、優先的に点検する。
 - (ア) 主要送配水管路
 - (イ) 貯水槽及びこれに至る管路
 - (ウ) 河川、鉄道等の横断箇所
 - (エ) 住民生活に重要な施設である変電所及び後方医療機関等に至る管路

③ 応急措置

町本部長は、二次災害の発生のおそれがある場合又は被害が拡大するおそれがある場合においては、被災水道施設が復旧するまでの間、次の措置をとる。

- ア 取水、導水、浄水施設等
 - 取水施設、導水施設、浄水施設等に亀裂、崩壊等の被害が生じた場合においては、必要に応じて取水及び導水の停止又は減量を行う。
- イ 配水管路等
 - (ア) 漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上、非常に危険であると判断される箇所については、断水処置をし、道路管理者等との協力を得て、保安柵等による危険防止措置を可能な限り実施する。
 - (イ) 管路の被害による断水区域を最小限にとどめるため、配水調整を行う。
- ウ 給水措置
 - 倒壊、焼失し、又は所有者が不明な家屋に係る給水装置の漏水は、仕切弁又は止水

栓により閉栓する。

(4) 復旧対策

① 取水・導水施設等の復旧

ア 取水・導水施設の復旧を最優先で行う。

イ 浄水施設の被害のうち、施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては速やかに復旧活動を行う。

② 送・配水管路の復旧

ア 復旧に当たっては、随時、配水系統などの変更を行いながら、あらかじめ定めた順位に基づき被害の程度、復旧の難易、被害箇所の重要度及び浄水場・給水所の運用状況等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次復旧対策を実施する。

イ 復旧に当たっては、災害復旧を原則とするが、復旧用資機材の調達状況、復旧体制、復旧の緊急度等を勘案し、必要と認めた場合においては、仮配管、路上配管等の仮復旧を実施する。

ウ 送・配水管路の復旧の優先順位は、次のとおりとする。

優先区分	内容
第1次指定路線	送水管及び主要配水幹線として指定された給水上重要な管路
第2次指定路線	重要配水管として指定した第1次指定路線に準ずる管路及び給水拠点へ至る管路

③ 給水装置の復旧

ア 公道内の給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と並行して実施する。

イ 一般住宅等の給水装置の復旧は、その所有者等からの修繕申し込みがあったものについて実施する。この場合において、緊急度の高い医療施設等を優先して実施する。

ウ 配水に支障を及ぼす給水装置の復旧については、申し込みの有無にかかわらず実施する。

(5) 道路管理者等との連携

町本部長は、各施設の復旧工事に当たっては、道路管理者等の関係機関と相互に連携を図る。

(6) 災害広報

① 住民等に対する広報は、復旧状況を主体として、広報車、報道機関等を通じて行う。

② 町本部長は、被災地域における住民等の苦情、相談を受け付けるため、移動相談所を開設する。

2 下水道施設

(1) 災害時の活動体制

町本部長は、配備体制に基づいて関係職員の配置を行い、下水道施設の被害に対して迅速に応急対策活動を実施する。

(2) 応急対策

① 災害復旧用資機材の確保

ア 町本部長は、発電機、空気圧縮機、水中ポンプ、コンクリートブレーカー、土のう等の資機材の確保に努める。

イ 町本部長は、必要に応じ、第10節「県・市町村等応援協力計画」に定めるところにより、他の市町村等に応援を要請する。

ウ 下水道施設の被災により、材料が不足した場合においては、メーカー及び他の下水道関係事業者等から調達するとともに、あらかじめ、応援協定を締結している関係会社等から調達する。

② 応急措置

ア ポンプ場、処理場において、停電によりポンプの機能が停止した場合においては、非常用発電機によってポンプ運転を行い、排水不能の事故が起こらないよう対処する。

イ 各施設の点検を行い、管渠の被害に対しては、箇所及び程度に応じて応急措置を実施する。

ウ 工事施工中の箇所については、請負業者に被害を最小限に止めるよう指揮監督するとともに、必要に応じて現場要員及び資機材の補給を行わせる。

(3) 復旧対策

下水道施設に被害が発生した場合においては、主要施設から順次復旧を図るものとし、復旧順序については、処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管渠、取付管等の復旧を行う。

① 処理場・ポンプ場

処理場及びポンプ場において、停電が発生した場合においては、各所で保有する非常用発電機等により排水機能を確保し、電力の復旧とともに速やかに主要施設の機能回復を図る。

② 管渠施設

管渠施設に破損、流下機能の低下等の被害が発生した場合においては、既設マンホールを利用したバイパス等の設置や代替管を活用して復旧に努める。

(4) 災害広報

住民等に対する広報は、復旧状況を主体として、広報車、報道機関等を通じて行う。

3 電力・ガス・電気通信・石油等燃料施設の応急対策

町は、二次災害の阻止と災害復旧について各事業者がそれぞれ定める防災業務計画に基づき実施される応急復旧措置を支援する。

- (1) 各事業者は、それぞれの定める防災業務計画に基づき、被害状況の早期把握と迅速な応急復旧措置を講ずるものとする。
- (2) 各事業者は、社会不安の除去及び二次災害の防止のために必要な広報活動を行うものとする。

第28節 危険物施設等応急対策計画

第1 基本方針

- 1 火災及びその他の災害発生時における危険物による被害の発生防止又は拡大の防止を図るため、危険物施設等について、速やかに応急措置を実施する。
- 2 自衛隊の所有する資機材等により、危険物の保安措置及び除去が可能である場合は、自衛隊の災害派遣を要請する。

第2 実施機関(責任者)

実施機関	担当業務
危険物施設責任者	1 被害状況の把握 2 災害の発生又は拡大の防止のための応急措置
火薬類保管責任者	
高圧ガス保管責任者	
毒物・劇物施設保管責任者	
町本部長	
県本部長	

[町本部の担当]

部	課	担当業務
防災部	生活環境課	1 危険物施設等の被害状況の情報収集 2 危険物災害の防除活動に係る連絡及び調整 3 消火薬剤、応急対策資機材の調達及びあっせん 4 負傷者の救出救護の支援 5 避難措置及び警戒区域の設定 6 自衛隊の災害派遣要請

第3 実施要領

1 石油類等危険物

(1) 危険物施設責任者

① 被害状況の把握及び連絡

危険物施設責任者は、災害発生後、直ちに町本部及び消防機関等に通報するとともに、被害状況、応急対策の活動状況等について随時連絡する。

② 要員の確保

危険物施設責任者は、防災要員を確保できるよう、あらかじめ所内の自衛消防組織を編成するとともに、災害時の要員確保対策を講ずる。

③ 応急措置

危険物施設責任者は、災害の発生及び拡大を防止するため、次の措置をとる。

ア 危険物施設の実態に応じ、危険物の流出又は出火等のおそれのある作業を緊急に停

止するとともに、施設の応急点検及び出火等の防止措置をとる。

イ タンクの破壊等により漏洩した危険物が流出、拡散しないよう防止措置をとる。

ウ 従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。

④ 情報提供及び広報

危険物施設責任者は、災害が発生し、事業所の周辺に被害を及ぼすおそれが生じた場合は、周辺住民に対し、災害の状況、避難の必要性等に関する情報を提供するとともに、いたずらに住民の不安を増大させないよう災害広報活動を行う。

(2) 町本部長

町本部長は、危険物施設管理者及び防災関係機関と連携を図りながら、第8節「消防活動計画」に定めるところにより対処する。

2 火薬類

(1) 火薬類保管施設責任者

① 被害状況の把握及び連絡

火薬類保管施設責任者は、災害発生後、直ちに町本部及び消防機関等に通報するとともに、被害状況、応急対策の活動状況等について随時連絡する。

② 応急措置

ア 火薬類保管施設責任者は、災害の発生及び拡大を防止するため、次の措置をとる。

(ア) 火気の使用を停止し、状況に応じて保安関係以外の電源を切断する。

(イ) 時間的余裕のある場合においては、貯蔵火薬類を他の地域に搬送する。

(ウ) 搬送経路が危険である場合又は搬送する時間的余裕のない場合においては、火薬類を水中に沈める等の措置を講ずる。

(エ) 火薬庫の入口、窓等を完全に密閉し、木部には防火の措置を講ずる。

(オ) 災害の状況により周辺住民の避難を必要と認めるときは、次の措置を講ずる。

a 災害による避難について、住民に周知する。

b 当該施設の従業員についても、応急対策要員を除き、避難の措置を行う。

イ 吸湿、変質、不発、半爆等のため、著しく原性能若しくは原型を失った火薬類又は著しく安定度に異常を呈した火薬類は廃棄する。

ウ 火薬庫が近隣の火災等により危険な状態となり、又は火薬類が煙若しくは異臭を発生し、その安定度に異常を呈したときは、直ちにその旨を警察官、消防職員・団員に通報する。

(2) 町本部長

町本部長は、火薬類保管施設管理者及び防災関係機関と連携を図りながら、第8節「消防活動計画」に定めるところにより対処する。

3 高圧ガス

(1) 高圧ガス保管施設責任者

① 被害状況の把握及び連絡

高圧ガス保管施設責任者は、災害発生後、直ちに町本部、消防機関等に通報するとともに、被害状況、応急対策の活動状況等について随時連絡する。

② 応急措置

高圧ガス保管施設責任者は、災害の発生及び拡大を防止するため、次の措置をとる。

ア 火気の使用を停止し、状況に応じて保安関係以外の電源を切断する。

イ 高圧ガス保管施設が危険な状態となったときは、直ちに製造、消費等の作業を中止し、施設内のガスを安全な場所に移し、又は大気中に安全に放出し、この作業のために必要な作業員以外の者を退避させる。

ウ 充填容器等を安全な場所に移動する。

エ 災害の状況により周辺住民の避難が必要と認めるときは、次の措置を講ずる。

(ア) 災害による避難について、住民に周知する。

(イ) 当該施設の従業員についても、応急対策要員を除き、避難の措置を行う。

オ 充填容器等が外傷又は火災を受けたときは、充填されている高圧ガスを規定の方法により放出し、又はその充填容器等とともに、損害が他に及ぼすおそれのない水中に沈め、若しくは地中に埋める。

カ 高圧ガス保管施設又は充填容器が危険な状態となったときは、直ちにその旨を警察官、消防職員・団員に通報する。

(2) 町本部長

町本部長は、高圧ガス保管施設管理者及び防災関係機関と連携を図りながら、第8節「消防活動計画」に定めるところにより対処する。

4 毒物・劇物

(1) 毒物・劇物保管施設責任者

① 被害状況の把握及び連絡

毒物・劇物保管施設責任者は、災害発生後、直ちに町本部、消防機関等に通報するとともに、被害状況、応急対策の活動状況等について随時連絡する。

② 応急措置

毒物・劇物保管施設責任者は、災害の発生及び拡大を防止するため、次の措置をとる。

ア タンクの破壊等により漏洩した毒物・劇物が流出、拡散しないよう防止措置をとる。

イ 従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。

③ 情報の提供及び広報

毒物・劇物保管施設責任者は、災害が発生し、事業所の周辺に被害を及ぼすおそれが

生じた場合は、周辺住民に対して災害の状況、避難の必要性等に関する情報を提供する。

(2) 町本部長

- ① 町本部長は、毒物・劇物保管施設管理者及び防災関係機関と連携を図りながら、火災に際しては、第8節「消防活動計画」に定めるところにより対処するとともに、毒物・劇物による汚染区域の拡大防止のために必要な措置を行う。
- ② 町本部長は、災害の態様に応じて、警戒区域の設定、広報、避難の指示等の措置を行う。

第29節 林野火災応急対策計画

第1 基本方針

- 1 林野火災発生時においては、消防機関は、防災関係機関と連携を図り、火災防ぎょ活動等を行う。
- 2 町は、林野火災による被害を軽減するため、あらかじめ林野火災防ぎょ計画を定める。
- 3 町は、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合においては、「消防相互応援に関する協定」に定めるところにより消防相互応援を行う。
- 4 本計画に定めのないものについては、消防組織法に基づく「消防計画」に定めるところによる。

第2 実施機関(責任者)

実施機関	担当業務
町本部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 消火、救助その他災害の発生を防ぎょし、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置の実施 2 警戒区域の設定及び当該区域への立入り制限等
県本部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防広域応援に係る連絡、調整 2 消火薬剤及び消防資機材の調達及びあつせん 3 消防庁長官に対する緊急消防援助隊等の派遣要請
消防機関	<ol style="list-style-type: none"> 1 町本部長の命令又は要請による消防応急活動等の実施 2 消防警戒区域の設定及び当該地区への立入りの制限等

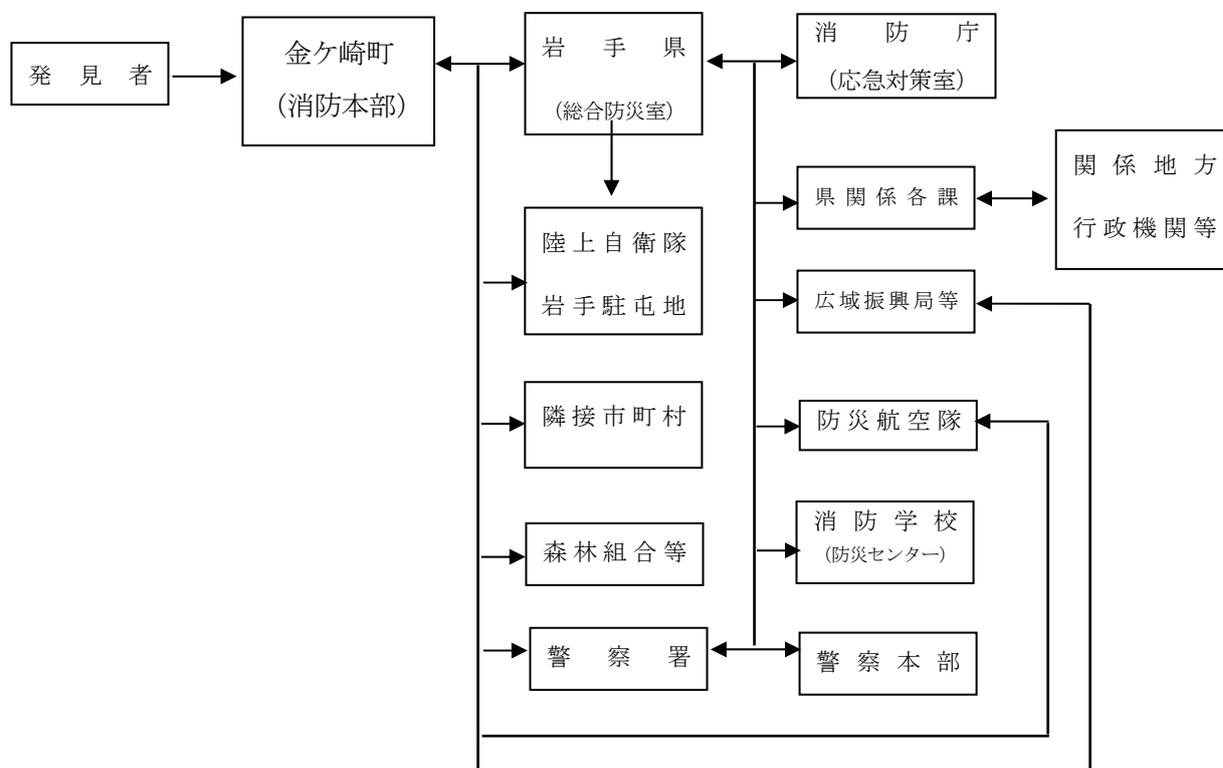
[町本部の担当]

部	課	担当業務
防災部	生活環境課	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防活動の連絡調整 2 消火薬剤及び消防資機材の調達及びあつせん 3 県防災ヘリコプターの派遣要請 4 警戒区域の設定及び当該地区への立入りの制限 5 人的被害及び住家被害情報の収集 6 自衛隊の災害派遣要請
産業部	農林課 農業委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 農林業関係機関との連絡調整 2 農業施設等被害情報の収集 3 農作物・家畜等被害情報の収集 4 森林等被害情報の収集
建設部	建設課	道路交通規制の情報の収集及び交通規制の実施
消防部	消防班	消防活動に関すること

第3 実施要領

1 通信連絡体制

防災関係機関における通報・連絡は、次により行う。



2 町本部長の措置

(1) 町本部長は、林野火災による被害を軽減するため、次により、林野火災防ぎよ計画を定める。

① 重要対象物の指定

林野火災が発生した場合は、優先的に防ぎよする施設として、避難所、医療施設、防災拠点施設、救援物資の輸送拠点施設、報道機関等の施設を重要対象物として指定する。

② 延焼防止線の設定

林野火災発生地域の延焼火災及び消火不能地域から延焼拡大した火災を阻止するため、あらかじめ、その地形、空地、水利の状況及び動員部隊を考慮の上、延焼阻止線を設定する。

③ 消防活動計画図の作成

消防部隊の効率的、効果的運用を確保するため、危険地区、通行可能道路、使用可能水利、延焼阻止線、避難場所、避難路等を調査し、防災関係機関と調整の上、消防活動計画図を作成する。

- (2) 町本部長は、林野火災が発生し、又は発生のおそれがある場合において、必要と認めるときは、消防機関の長に対し、消防職員・団員の出動準備若しくは出動を命ずる。
- (3) 町本部長は、消防機関が行う消防応急活動等を支援する。また、林野火災が拡大し、必要があると認める場合においては、警戒区域を設定し、応急活動の従事者以外の当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。
- (4) 町本部長は、消防機関による消防応急活動等によっては対応できないと判断した場合においては、あらかじめ相互応援協定を締結している市町村に対して応援要請を行うとともに、県本部長に対して消防部隊の応援要請を行うほか、第 11 節「自衛隊災害派遣要請計画」に定める手続により、自衛隊の災害派遣を要請する。
- (5) 町本部長は、地上からの消防応急活動等によっては対応できないと判断した場合においては、空中消火を実施するため、県本部長に対して、第 30 節「防災ヘリコプター等応援要請計画」に定める手続により防災ヘリコプターの応援要請を行うほか、広域航空消防応援又は自衛隊によるヘリコプターの応援要請を行う。
- (6) 町本部長は、これらの要請を行った場合においては、その受入体制の整備を図る。
特に、空中消火のためのヘリコプター派遣を要請した場合においては、ヘリポート及び補給基地を確保するとともに、空中消火に必要となる消火薬剤補給のための要員を配備する。

3 消防機関の長の措置

(1) 応急活動体制の確立

- ① 消防機関の長は、あらかじめ、非常参集、部隊編成、資機材の確保・調達体制及び有線電話途絶時における通信運用等を定める。
- ② 消防機関の長は、町本部長から出動準備命令を受けたときは、次の措置をとる。
 - ア 消防職員・団員に対する出動準備命令
 - イ 出動準備命令時に、必要と認めた場合における待機命令
 - ウ 出動準備終了後における町本部長への報告(消防職員・団員の数、待機状況、部隊編成状況、装備状況等)
- ③ 消防職員・団員は、出動準備命令又は出動命令を受けたときは、直ちに命令事項に従って行動し、指揮系統を通じて、準備又は出動の状況を消防機関の長に報告する。
- ④ 消防機関の長及び消防職員・団員は、地域内に大規模な林野火災が発生したことを知り、消防部隊の活動が必要と認めるときは、出動命令を待つことなく非常参集の上、参集したことを所属長に報告し、その指揮を受ける。

(2) 火災防ぎょ活動

- ① 消防機関の長は、住民及び自主防災組織等に対して、出火防止と初期消火を指導するとともに、消防職員・団員及び消防資機材の効率的運用を図り、延焼の拡大を迅速かつ的確に防止する。
- ② 林野火災の拡大状況に応じて、消防機関、他市町村の消防機関の応援隊、自衛隊災害派遣部隊等が統一的指揮の下に円滑な消防活動を実施できるよう、現地指揮本部を設置する。
- ③ 現地指揮本部は、付近一帯が見渡せる風横又は風上の高地で無線障害の少ない場所等、火災の状況及び防ぎょ活動の状況が把握できる位置に設置し、旗等により表示する。
- ④ 現地指揮本部には、必要に応じ、関係機関の指揮者等による連絡会議等を設ける。
- ⑤ 消防機関の長は、現地最高指揮者として防ぎょ方針を決定し、有機的な火災防ぎょ活動を実施する。
- ⑥ 林野火災の区域が隣接市の区域にまたがる場合は、合同現地指揮本部を設置し、現地最高指揮者は、当該消防機関の長が協議して決定する。
- ⑦ 現地指揮本部には、可能な限り、消防通信、その他関係機関の通信施設を集中して設置し、通信施設の相互利用を図る。
- ⑧ 火災防ぎょ活動に当たっては、次の点に留意する。
 - ア 林野火災発生が比較的少ないと判断した場合は、積極的な防ぎょを行い、一挙鎮滅を図る。
 - イ 林野火災件数が消防力を上回る場合は、重要かつ消防効果の大きい火災に対して優先的に防ぎょを行う。
 - ウ 林野火災が随所に発生し、消防隊個々による防ぎょでは効果を期待できない場合は、部隊を集中して、人命の確保と最重要地域の防ぎょに当たる。
 - エ 林野火災が多発し、住民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、全力を尽くして、避難者の安全確保に当たる。
 - オ 大量の人命救助を要する場合は、火災状況に応じ、これを優先する。
 - カ 他の災害が同時に発生した場合は、原則として、火災防ぎょを優先する。

(3) 救急・救助活動

- ① 消防機関の長は、あらかじめ、医療機関、医師会、日本赤十字社、警察等の関係機関と救助隊の派遣、救護所の設置、医療機関への搬送等について協議を行い、このための活動計画を定める。
- ② 救急・救助活動に当たっては、次の点に留意する。
 - ア 負傷者に対しては、可能な限り、止血その他の応急措置を行った上、安全な場所に搬送を行う。
 - イ 負傷者が多数発生した場合は、重傷者、子供、老人、病人及び障がい者を優先する。
 - ウ 大規模林野火災により、救急・救助能力を上回る場合は、その効果を重視するとともに、多くの人命の危険のある対象物を優先する。

(4) 避難対策活動

- ① 消防機関の長は、あらかじめ、避難勧告、避難指示（緊急）の伝達、避難誘導、避難場所及び避難路の防ぎよ等に係る活動計画を定める。
- ② 避難勧告、避難指示（緊急）の伝達、避難誘導については、消防団及び自主防災組織等との連携を図る。
- ③ 避難勧告、避難指示（緊急）がなされた場合においては、これを住民に伝達するとともに、火勢の状況等正しい情報に基づき、住民を安全な方向に誘導する。
- ④ 住民の安全避難を確保するため、災害危険地域からの避難を完了するまでの間、林野火災の鎮圧及び延焼拡大の防止を図る。また、避難場所の管理者と連携を図りながら、避難誘導を行う。
- ⑤ 高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の避難誘導に当たっては、民生委員、社会福祉施設、消防団、自主防災組織、自治会等と連携を図り、高齢者等の居所の把握、連絡体制の整備を図る。

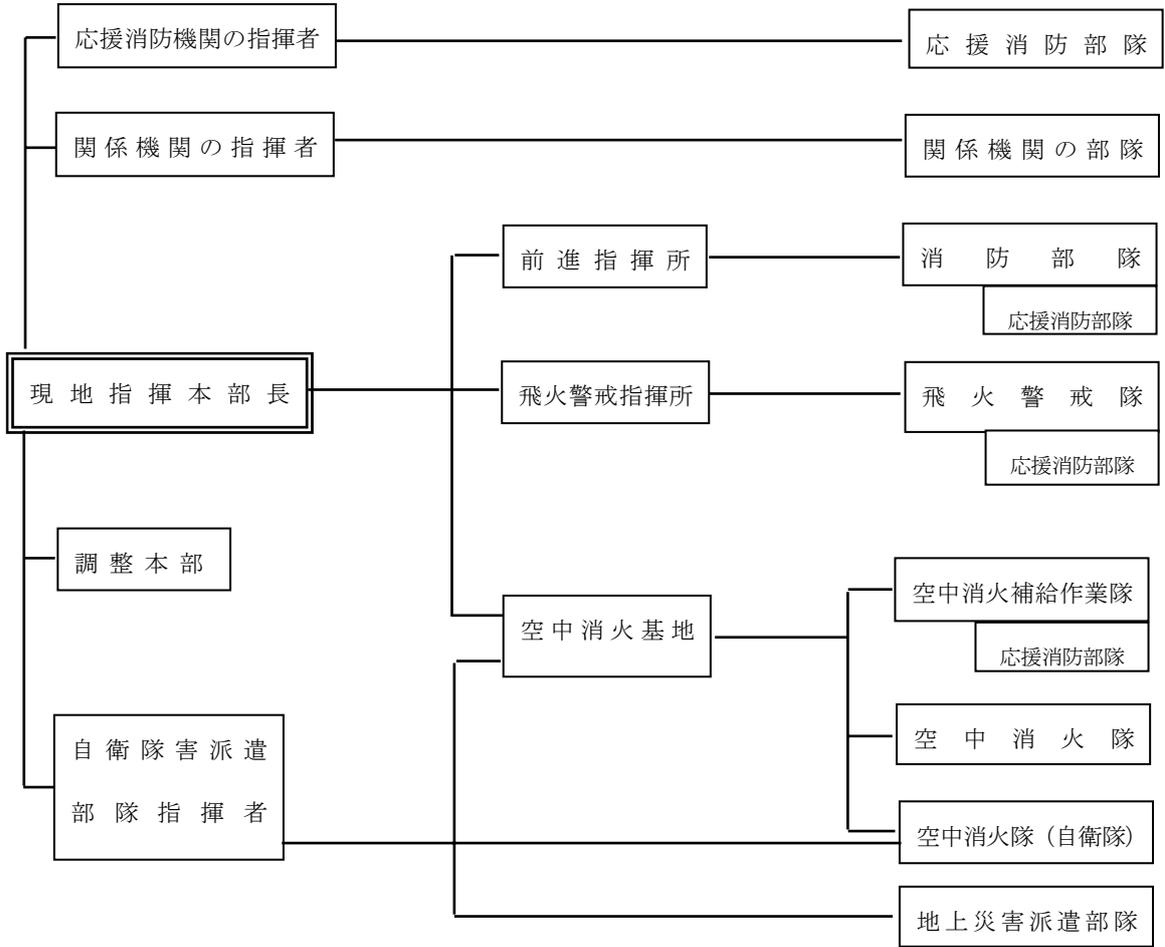
(5) 情報収集・広報活動

消防機関の長は、災害情報の収集及び伝達を円滑に処理できるよう、あらかじめ、その活動計画を定める。

(6) 消防警戒区域等の設定

消防職員・団員は、林野火災の現場において、消防警戒区域等を設定し、応急活動の従事者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への立入りを禁止し、若しくは制限することができる。

現地指揮本部の指揮系統



第30節 防災ヘリコプター等応援要請計画

第1 基本方針

- 1 町本部長は、災害時において広域的かつ機動的な対応を図るため、防災ヘリコプターによる災害応急対策を必要と判断した場合は、県本部長に防災ヘリコプターの応援を要請する。
- 2 町本部長は、防災ヘリコプターの応援要請に当たり、その受入体制を整備する。

第2 実施機関(責任者)

実施機関	担当業務
町本部長	1 防災ヘリコプターの応援要請 2 防災ヘリコプターの活動に対する支援
県本部長	防災ヘリコプターの運航

[町本部の担当]

部	課	担当業務
防災部	生活環境課	1 防災ヘリコプターの応援要請 2 臨時ヘリポートの設置 3 防災ヘリコプターの燃料の確保

第3 実施要領

1 要請基準

防災ヘリコプターの応援を要請する基準は、次のとおりである。

公共性	災害等から住民の生命及び財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること。
緊急性	緊急に行動を行わなければ、住民の生命及び財産に重大な支障が生じるおそれがあること。
非代替性	防災ヘリコプターによる活動が有効であること。

2 活動内容

防災ヘリコプターの活動内容は、次のとおりである。

災害応急対策活動	(1) 被害状況の偵察及び情報収集 (2) 救援物資、人員等の搬送 (3) 災害に関する情報、警報等の伝達などの災害広報 (4) その他特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
消火活動	(1) 林野火災における空中消火 (2) 偵察及び情報収集 (3) 消防隊員、資機材等の搬送

	(4) その他特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
救助活動	(1) 中高層建築物等の火災における救助 (2) 山岳遭難、水難事故等における捜索及び救助 (3) 高速自動車道等の道路上の事故における救助 (4) その他特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
救急活動	(1) 交通遠隔地からの傷病者の搬送 (2) 傷病者の転院搬送 (3) 交通遠隔地への医師、機材等の搬送 (4) その他特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

3 応援要請

(1) 町本部長は、災害発生時において、防災ヘリコプターの出動が必要と判断した場合は、次の事項を示して、県本部長に電話等により応援要請を依頼し、後日、文書を提出する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 災害の種別 ② 災害発生の日時及び位置並びに災害の状況 ③ 災害発生現場の気象情報 ④ 現地指揮本部の最高指揮者の職及び氏名並びに連絡方法 ⑤ 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制 ⑥ 応援に要する資機材の品目及び数量 ⑦ その他必要な事項 |
|--|

(2) 応援要請先は、次のとおりである。

岩手県総務部総合防災室 (岩手県防災航空隊)	TEL 0198-26-5251 FAX 0198-26-5256
---------------------------	--------------------------------------

4 受入体制

町本部長は、防災ヘリコプターの活動を支援するため、必要に応じ次の受け入れ体制を整備する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 離着陸場所の確保及び安全対策 (2) 傷病者等の搬送の場合は、搬送先の離着陸場及び病院等への搬送手配 (3) 林野火災における空中消火を行う場合は、空中消火基地の確保 (4) その他必要な事項 |
|---|

